

〈史料紹介〉

大内氏家臣安富氏の関係史料について(一)

和田秀作

大内氏家臣の家文書の伝来状況は決して恵まれていない。大内氏滅亡後に毛利氏に仕えた家系はその家文書が『閩閩録』や「譜録」等に相当数おさめられているものの、これとて大内氏時代の史料は少ない。特に大内氏の基本領国であった防長両国に本拠をもった家臣で、大内氏時代の文書を伝えているのは、『閩閩録』では二十数家にすぎない^②。このことが、大内氏ひいては中世の防長両国を対象とする研究の障害になっている点^③は否めない。右のような現状を鑑み、ここでは大内氏家臣安富氏の家文書を紹介する。

大内氏家臣の安富氏の本姓は源であるが、出自は不明

大内氏家臣安富氏の関係史料について(一)(和田)

である^④。この安富氏は、もともと周防国都濃郡あたりに権益をもっていたと考えられる^⑤。管見では、康応元年(二三八九)三月に周防国竈戸関で將軍足利義満に謁見した大内氏家臣の一人として「安富美作守」が見える^⑥のが、大内氏家臣としての安富氏の初見である。

大内氏の家臣となつてからは、周防国以外にも給地を与えられ、光井氏^⑦などの庶子家を分出しながら発展していったようである。例えば、永選、行恒、房行、行房、弘員、興宗はいわゆる大内氏奉行人奉書の署判者に名を連ねており^⑧、なかでも行房は文明年間に大内氏の安芸国支配の要である東西条代官を勤めている^⑨。また、永享年

間に定範が、嘉吉年間に元寿がそれぞれ在京雑掌として活躍している¹⁰⁾。これらのことから、安富氏は大内氏の権力を担う重要な家臣の一人であつたと見えよう。

今回紹介する「安富家証文」は、山口県文書館架蔵の「右田毛利家文書」に「永田秘録」巻八五として分類されている一冊の古文書集である¹¹⁾。

書写はおおむね良好で、花押を模写し、裏書や封紙についても註記するなど、原文書のもつ情報を伝えようとしている。

ここには、応永十八年(一四二一)から慶長七年(一六〇二)までの文書七十九点が収められているが、このうち十三点は同文の写であり、実質的には六十六点の文書からなる。さらに、十八点は「譜録」安富猪右衛門貞栄に、二十二点は「譜録」仁保勘兵衛滋光にも収められている¹²⁾。

「譜録」編纂時に安富家から提出された文書は、主に弾正忠・備後守を官途とする系統(宗貞、弘範、弘誠な

ど)に関わるものである。これに対して、仁保家から提出された文書は大蔵丞・近江守を名乗る系統(元寿、忠国、弘行、弘季、興宗など)に関わるものである。

したがって、「安富家証文」とは安富家と仁保家の両家に伝わった古文書を永田瀬兵衛が一つにまとめた古文書集である可能性があり、この両系統の安富氏は別家のようにも思われる。しかし、大蔵丞・近江守系統の弘季に関わる文書が安富家からも提出されており(四八号文書)、給地が重なる部分もある¹³⁾。

そもそも、安富氏の文書が仁保家から提出されたのは、大蔵丞・近江守系統の興宗が仁保隆慰の子を養子に迎えた関係によるものであり、仁保家提出分二十二点の内十二点は興宗に関わるものである。したがって、両系統の安富氏は同一の家で、もともと一つの家に伝わるべき文書が、分割されて伝来しただけとも考えられる¹⁴⁾。

さて、これらの文書を便宜的に分類すると次のようになる。

- A 大内氏家臣としての軍事活動に関わるもの
六・七・一二・一四く一八・二〇く二七・二九
・三八・四一く四三・四八号文書
- B 大内氏から与えられた給地に関する判物・奉書類
二・三・八く一・一九・三二く三五・三九・
四四く四七・五一く五三・五八号文書
- C 讓状など所領の相続に関わるもの
三〇・三一・四〇・五四く五七・五九く六一号
文書
- D 大内氏当主との関係を示すもの
一三・四九・五〇号文書
- E 大内氏家臣や同族などとの交渉を示すもの
一・四・五・二八・三六・三七号文書
- F 毛利氏に服属して以降のもの
六二く六六号文書

右の分類からも明らかのように、大内氏配下の武将として各地を転戦する軍事関係のものや知行に関わる史料

が大半を占める。以下、筆者の関心に沿って説明を加えておきたい。

一二・一四く一八・二〇・四一く四三号文書は、応仁・文明の乱で大内政弘に従って上洛し、摂津方面を転戦する安富氏の姿を伝える史料である。大内軍が応仁・文明の乱では西軍の主力として活躍することはよく知られているが、実際の軍事行動を伝える文書は意外と少ない¹⁵⁾。そういった意味では、貴重な史料といえよう。

四三号文書もそのうちの一つであるが、ここでは「弾正少弼」という人物について言及しておきたい。

文明二年(一四七〇)五月十九日、摂津国下島に展開していた大内軍が集団で戦線を離脱し、そのまま東軍へ寝返ってしまう。これは、いわゆる大内道頼の乱に呼応した動きである。四三号文書は、このとき西軍に踏みとどまって忠節を尽くした安富宮王丸に対して、大内政弘が与えた感状である。

ここで大内政弘から裏切り者の主犯として非難されて

いる「弾正少弼」は、これまでの研究では、西軍の総大将山名宗全の嫡孫山名政豊であるとされてきた。¹⁶⁾

しかし、以下の理由により、この「弾正少弼」は、山名政豊ではなくて別の人物に比定すべきである。

『大日本史料』八編之三、文明二年五月十九日条には、「西将山名政豊、仁保弘有等、東軍二応ジ、摂津下島ヲ去ル、西軍驚擾ス」と綱文をたて、「久芳家文書」の文明二年五月日付大内政弘感状などを引用している。これは、「昨日^{十九}始弾正少弼而、摂州下島軍勢、仁保上総介^(弘有)并西条衆以下為敵令退散」にもかかわらず、離反しなかつた久芳永清の行為を大内政弘が賞した文書である。しかし、この「弾正少弼」が山名政豊であり、彼が大内氏家臣の仁保氏らと行動を共にして東軍に寝返つたことを明示する史料は見あたらない。

これまでこの「弾正少弼」が山名政豊に比定されてきた根拠となつた史料は、同じ「久芳家文書」の文明六年八月十九日付大内政弘感状¹⁷⁾だと思われる。すなわち、大

内政弘が久芳永清に「山名弾正少弼政豊去四月十五日依敵同意、既世上難儀」と述べている部分である。しかしながら、この文書は文明六年のものであり、文明二年の事件とはまったく別件であることは明白である。

それでは、この「弾正少弼」とはいつたい何者なのか。結論のみを述べれば、寛正六年(一四六五)五月に弾正少弼に任じられたことが判明する大内武治という人物である。

この大内武治は、管見では現存する大内氏系図に全く現れない人物であり、彼について言及した論考も見あたらない。しかし、「大内次郎^{多々良武治}」という名乗りや彼の活動例から見ても、武治が大内氏の有力な親族であつたのはまちがいない。それゆえ、武治は、教弘末期から政弘初期にかけての大内氏を考える上で見逃せない人物の一人であり、今後はその動向及び歴史的な性格を究明してゆく必要がある¹⁸⁾。

このことを念頭に置くと、応仁・文明の乱の政治史に関する従来の記述に一部修正を加えることができる。

すなわち、文明二年五月十九日に、摂津国下島に展開中の仁保弘有や西条衆らの大内軍を率いて戦線を離脱し、そのまま東軍へ寝返つた「弾正少弼」とは、山名政豊ではなく大内武治である。

したがつて、宗全死後の文明六年四月に東軍と和解した山名政豊が、それ以前の文明二年五月の時点でいったんは東軍に走り、生前の山名宗全にかなりの精神的な打撃を与えたというような見解¹⁹⁾は誤りと言える。

大内氏に焦点を絞るならば、文明元年末に仁保弘有の摂津国での戦功を政弘に度々注進している「霜台」²⁰⁾は、やはり山名政豊ではなく大内武治である。これによつて、文明二年五月の大内軍の集団戦線離脱事件と、それに対する大内氏当主政弘の憤りが一段と明確に理解できよう。三六号文書は、明応年間のもものと推定される安富弘誠と大内氏の筆頭家臣陶興房との盟約を示す史料である。

これによれば、安富氏と陶氏との盟約は弘誠の父安富宗貞と興房の曾祖父陶盛政の代にまで遡る。両者の活動した時期から、盟約が結ばれたのは十五世紀の半ばと考えられる。幕府と大内氏という二大勢力の狭間にあつた安芸国や石見国の国人が相互扶助の盟約を結んで、幕府や守護といつた公権力に対抗していたことはよく知られている²¹⁾。この史料は、安富氏と陶氏という大内氏の有力家臣の間においても、遅くとも十五世紀半ばごろには、盟約が成立していたことを示す貴重なものといえよう。この盟約の内容は具体的にはわからないが、天文二十年(一五五二)の陶氏のクーデターの背景を考えるうえで²²⁾も興味深い。

一九・四〇・五八号文書などは、安富氏の所領を書き立てた給所注文や譲状である。これらによつて、大内氏有力家臣の所領の規模及びその形態がどのようなものであつたかが、おおよそうかがえる。

例えば、給所の一つである周防国吉敷郡中領村の關係

文書は五点残されている(一一・一九・三二・三三・三九号文書)。ここは、本家が西室殿で「築山殿御代被仰付也」とあるが(一九号文書)、その実態は東大寺領樫野庄の一部である中領村の代官職であった(三三号文書)。永正六年(一五〇九)在京中の大内義興によって東大寺領が一括返還された際、個別の在所ではその返還交渉が難航したが、この樫野庄もそのうちの一つである。正税を当秋より国元で皆済することを約束している三二号文書もその関係で出されたものであろうか。

また、所領の地域的分布をみると、大内氏家臣に特徴的とされる数方国にわたる散在所領であることがわかる。三七号文書では「御評定衆」という語が注目される。大内氏の「評定衆」については佐伯弘次氏の詳細な研究があるが、まだ検討の余地も残されている。この史料は「評定衆」について考察する素材を提供してくれる数少ない貴重な史料の一つと言えよう。

最後に家督相続に関わる文書に付言しておきたい。

安富興宗は男子に恵まれなかつたらしく、天文十年(一五四一)に「くわんらく存命不定候まゝ」、一旦は同名隆命と縁組みの上で、息女御夜叉に一跡を譲り、「申次」青景隆著を通じて大内氏の承諾を得た(五四・五五号文書)。その後本復した興宗は、相論の未隆命の名代を改易し(五六・五七号文書)、天文二十三年(一五五四)に改めて大内氏の有力家臣仁保隆慰の子を婿に迎え、息女とら羈に所帯を譲っている(五九く六一号文書)。

大内氏にあつては、公役勤仕は家督相続者しかも成年男子に限定され、家督相続者が幼少の場合は十五歳までは名代による勤仕を認める原則があり、男子の無い場合は女子の婿が公役を勤め、万一離婚すれば余人がとつてかわつたことが明らかにされている。安富氏の場合もこの点を確認できる。

なお、この「安富家証文」は、これまでに一部が自治史に収録されたり、研究論文等にも引用されているが、研究者の利便を考え、あえて全文書を翻刻した。

註

- (1) 例えば、『閩閩録』収録の二二四家中大内氏の旧臣は二六家程度であり、このうち大内氏時代の文書を伝えているのは九一家である。
- (2) 例えば、閩一八榎本(以下、『閩閩録』所収の家文書は、閩と略し巻数と家名を付記する)・三〇楯杜・四五三浦・六〇仁保・六一宇野・六二来原・六二脇・七一小野・七九杉・八二末武・八八波多野・九三楊井・九九内藤・一〇二冷泉・一〇六楊井・一一三神代・一三五櫛辺・一三九来原・一四七楊井・一五〇白杵・一六〇渡辺・一六七波多野など。これらの家において大内氏時代の文書の占める割合は、三〇八〇%程度である。但し、『閩閩録』の格上大内氏時代の文書はそもそも藩に録上されなかつた場合も多い。
- (3) 大内氏の中世領主としての性格を論ずる場合も、松岡久人氏の学位論文(『大内氏領国制の展開』一九七二年)を除けば、肝心の防長両国支配の実態はほとんど明らかにされていない。
- (4) 細川氏家臣の安富氏とのつながりは今のところ見いだせない(横尾國和「細川氏内衆安富氏の動向と性格」『國史學』一一八号、一九八二年)三三頁。石見国の益田氏家臣の安富氏とも無関係と考えられる。
- (5) 「慈福寺文書」(写は『防長寺社由来』二巻 都濃宰判、三七八・三八二頁)など。

大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)(和田)

- (6) 「鹿苑院西国下向記」(『山口県史』史料編中世一、六七六頁)。
- (7) 光井氏についてはまとまった史料が残されているので、別な機会に紹介したい。
- (8) 田村哲夫「守護大名『大内家奉行衆』」(『山口県文書館研究紀要』五号、一九七八年)ほか。
- (9) 松岡久人「大内氏の安芸国支配」(『広島大学文学部紀要』二五一、一九六五年)ほか。
- (10) 「満濟准后日記」永享四年四月四日条(『山口県史』史料編中世一、一一〇頁)、「建内記」嘉吉三年六月三日条(『同前』、一六七頁)、「東寺百合文書」り函七九(『大日本古文书』家わけ一〇之四)など。なお、掃部助定範と近江入道元寿は同一人物の可能性もある。
- (11) 請求番号は「右田毛利家文書」一五三三。なお、「永田秘録」には『閩閩録』や「譜録」には採録されていない大内氏家臣の家文書もいくつか伝わる。このうち「杉隆泰・杉英勝家証文写」(請求番号「同前」一五二四)は、既に田村哲夫氏によって翻刻されている(大内氏の武将杉氏文書について)『山口県地方史研究』一六号、一九六六年)。
- (12) この「安富家証文」の各文書の冒頭には、二点を除き、「安」あるいは「仁勘」という朱筆がある。前者は安富家、後者は仁保勘兵衛家の略と考えられるが、どちらの文書群も「譜

録」所収のものと完全に一致するわけではない。

- (13) 新屋河内地頭職(分)は近江入道元寿から大蔵丞忠国に譲与されるが(四〇号文書)、後には備後入道宗貞や弾正忠弘誠が保持している(一九・三〇号文書)。但し、「安富家証文」を見る限りでは、直接に譲与されたわけではない。

- (14) この問題は「譜録」と「安富家証文」を含む「永田秘録」との関係とも密接に関わるので、今後の課題としたい。

- (15) 乱中の大内軍の軍事活動は「大乘院寺社雜事記」、「東寺執行日記」、「経覚私要鈔」、「碧山日録」など、いわゆる記録類に多く記されるが、文書としては「三浦家文書」(『大日本古文書』家わけ一四、四四五三浦)、「久芳家文書」(閏一一七久芳)、「右田毛利家文書」、「冷泉家文書」(閏一〇二冷泉、閏三〇楳杜、閏六〇仁保、閏一一四厚母、閏二二八末国、閏一三五櫛辺、閏一五〇臼杵くらいである)。

- (16) 『大日本史料』八編之三、文明二年五月十九日条の網文、大阪、兵庫、広島等の都道府県史。

- (17) 東京大学史料編纂所蔵(写は閏一一七久芳六三号)。

- (18) 東京大学史料編纂所蔵(写は閏一一七久芳六四号)。

- (19) 「嵯川親元日記」寛正六年五月二十六日条(『山口県史』史料編中世1、一八六頁)。

- (20) 管見では、長祿四年(一四六〇)十二月、大内教弘が末武大法師丸に長門国阿武郡大井郷領家内十五石地を預け置いた

とき、武治の命に従って知行せよと命じているのが武治の初見で(閏八二末武)、文明十年(一四七八)十月、筑前・豊前両国経略のために博多に滞在中の政弘のもとへ、豊前国鈴限寺より使者を送り入国を賀しているのを確認できるのが最後である(「正任記」文明十年十月九日条八「山口県史」史料編中世1、三三七頁)。

志仁・文明の乱では、武治も政弘とともに上落し、大内氏家臣で周防国人の仁保氏や周防国屋代島の警固衆櫛辺氏らを率いて摂津方面を転戦している(「三浦家文書」六四く六六号八「大日本古文書」家わけ一四、閏一三五櫛辺)。なお、この大内武治については別稿を予定している。

- (21) 『兵庫県史』三卷(一九七八年)、一〇四頁ほか。

- (22) 岸田裕之「大名領国の構成的展開」(吉川弘文館、一九八三年)四三三頁ほか。

- (23) 陶氏のクーデターが成功したのは、陶氏が大内氏の有力家臣を味方につけていたからであり、その基礎には、この史料に見られるような盟約があったものと考えられる。なお、擬制的な兄弟契約の例としては、陶氏と益田氏、陶氏と麻生氏の場合が知られる。

- (24) 「実隆公記」永正六年閏八月二十七日条(『山口県史』史料編中世1、二七〇頁)ほか。

- (25) 佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」(『九州史学』六九号、一

九八〇年、のち木村忠夫編『九州大名の研究』戦国大名論集七八吉川弘文館、一九八三年)に再録。

- (26) 佐伯弘次「大内氏の評定衆について」(『古文書研究』一九九号、一九八二年)。大内氏の「評定衆」について私見を述べると、①交名が残っていない。②大内氏の「評定」の構成員は推定できるが、史料上で「評定衆」と明記された人物は一人もいない。③職務に関する規定も残されていない。したがって、大内氏の関係史料に見える「評定衆」とは、佐伯氏の説かれるような職制ではなく、一種の格、すなわち「評定」の「衆」(文字通り政策決定の場である「評定」に参画できる資格をもったメンバー)である可能性もある。「評定」の「衆」の職制(政策遂行上の役職)は、例えば「国代官」(守護代)などであろう。

- (27) 川岡勉「大内氏の知行制と御家人制」(『日本史研究』二五四号、一九八三年)一三頁。

- (28) 例えば、『広島県史』古代中世資料編V、松岡久人「西国の戦国大名―大内氏を中心として―」(永原慶二ほか編『戦国時代』八吉川弘文館、一九七八年)、のち岸田裕之編『中国大名の研究』戦国大名論集六八吉川弘文館、一九八四年)に再録、佐伯弘次「大内氏の筑前国守護代」(川添昭二編『九州中世史研究』二輯、一九八〇年)、同「大内氏の筑前国郡代」(註25参照)など。

凡例

- 一 字体は、常用字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の漢字(いわゆる表外漢字)や一部の変体仮名には、原文の字体を残したこともある。
- 一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には「()」、説明註には「()」や〇を用いた。
- 一 解説が困難な文字や欠損により解説が不可能な文字は口で示した。
- 一 「譜録」安富猪右衛門貞栄や仁保勘兵衛滋光に収録されている文書は、史料名の下に「安」、「仁」の文字を※を付して示した。

安富家証文

一 某書状写

式拾巻石あつかり状たしかにうけとり申候、代替之時何時も此状を給候ハ、和市を定候て料足可進之候也、

永享十八年

五月廿二日

□□(花押影)

やすと三殿

三 大内氏奉行人連署奉書写
早良郡曾賀部半分事、被宛行安富彈正忠畢、然者可被打渡彼方之由候也、仍執達如件、

永享六

十月十日

(兼原) 良全 (花押影)

(杉) 重宗 (花押影)

岡部勘解由左衛門尉殿

四 安富カ榮高書状写

二 大内氏奉行人連署奉書案写 ※安
〔毛封紙ウハ書カ〕
安富彈正忠殿 沙弥良全

若又氏綱身か如此定置候事を少も違候ハ、身か子二てハあるましく候、其時者 公方へも可被申候、

〔筑前國〕
早良郡曾賀部半分 宮河甲斐守 事、被宛行畢、守先例可有知行之由候也、仍執達如件、

〔安富カ〕
榮高所領少分もわけあたへ度候へとも、あまりに候少分限候間、悉右衛門大夫に譲与候ツ、雖然小侯内右田將監跡事、右衛門大夫為扶持分わけ遣候へと所望候て、御分に奉候、仍氏綱と水魚の思を成、一所に候て公私の奉公を奔走候者、对榮高二心さし不可過之候、若又御分男子なく候ハ、如元此所領をは氏綱可知行候、為後日一筆

永享六年十月十日

(兼原良全) 沙弥

(杉重宗) 伯耆守

安富彈正忠殿

申候、恐々謹言、

永享九月十日

榮高 (花押影)

安富彈正忠殿

六 大内教弘書状写 ※安

一昨日十七於筑州春日岡合戦之時、分捕高名至候、猶々感悦此事候、恐々謹言、

(那珂郡) 八月十九日

(文安元年) 教弘 (花押影)

安富彈正忠殿

五 安富カ榮高讓状写

〔安富カ〕
榮高所領悉右衛門大夫譲与候了、然於御分者大夫三三郎をハ致扶持候へと申定候之間、少も違事有ましく候へとも、御分にハ為氏綱割分右田を遣候了、雖然余少事候之間、小侯内榮選跡二替候て遣候也、如此候間、右田分をハ右衛門大夫二持候へと定置候也、此地自然聊事も候ハん時者、如元榮選知行分の小侯をハ氏綱可持候、其時一儀被申ましく候、但母御一期之間をハ御分相綺事有ましく候、又御分男子を不持候者、後々大夫三三郎二可被讓候、養子事不可叶候也、仍後日状如件、

永享九年十一月十八日

榮高 (花押影)

安富彈正忠殿

安富彈正忠殿

十二月七日

教弘 (花押影)

○この文書は、嘉吉年間と文安年間のものと思われる。

八 大内氏奉行人連署奉書案写 ※安

〔毛ト封紙ウハ書カ〕 右衛門大夫正安

筑前国早良郡原村内式拾捌町陸段式杖地新開新左事、所
衛門尉跡

被預置之也、守先例可有知行之由、依仰執達如件、

長祿三年六月廿四日 右衛門大夫(彩正安)

左衛門尉(彩秀明)

安富備後守殿(行恒)

九 大内氏奉行人連署奉書案写

写

〔毛ト封紙ウハ書カ〕 左衛門大夫正安

筑前国早良郡原村内式拾捌町六段式杖地新開新事、
左衛門尉跡

宛給安富備後守之畢、然者早可被打渡之由、依仰執達如

件、

長祿三年六月廿四日 右衛門大夫(彩正安)

左衛門尉(彩秀明)

仁保加賀守殿(盛安)

一〇 筑前国守護代仁保盛安遵行状写

早良郡原村内式拾捌町六段式杖地新開越中入道事、任去
跡

六月廿四日杉右衛門大夫正安・杉平左衛門尉秀明奉書之

旨、可被打渡安富備後守代官之状如件、(行恒)

長祿三年七月十三日 加賀守(仁保盛安) (花押影)

石津外記允殿

一一 大内氏奉行人飯田秀家書状写 ※安

上意之趣委細以面申候了、先彼在所御請取候

て、正税以下事、可有執御沙汰由候、恐々謹言、(備前国吉敷郡)

八月三日 秀家 (花押影)

安富備後守殿(行恒)

○この文書は、嘉吉元年々享徳二年のものと思われる。

一二 大内政弘書状写

廿二日注進状昨朝到来候了、仍押〇渡(撰津国西成郡)撰津中島、即時被追

落候之条、目出候、尚々計略之次第神妙至候、謹言、

(文明元年カ)

十一月廿四日

政弘 (花押影)

安富備後入道殿(宗貞)

一三 大内政弘書状写

酒肴色々到来悦入候、取乱中被思寄候、一入賞翫之至候、

謹言、

十二月廿四日

政弘 (花押影)

安富備後入道殿(宗貞)

○この文書は、應仁元年々文明元年のものと思われる。

一四 大内政弘感状写 ※安

昨日於撰津中島・宮原致合戦、得勝利、太刀討高名之条、

尤神妙二候、非当家祝着耳、(新波義廉(義徳) 宗全(義徳)

外方々同感悦無極候也、仍状如件、

応仁元年十二月廿七日

大内政弘 (花押影)

安富備後入道殿(宗貞)

一五 大内政弘書状写 ※安

至鳥養被押渡之条、肝要候、仍三宅城通路心安候、先以

本望此事情、弥其堺事、可然候様不残心底承候者、祝着

候、猶々計略憑入候也、謹言、(撰津国島下郡)

正月二日 政弘 (花押影)

右田左馬助殿

安富備後入道殿(宗貞)

来原常陸介殿

安富遠江守殿(義也)

一六 大内政弘書状写

撰津事、如本意成行候、殊於上郡遂合戦、大勢討捕候、

然者吹田城其下郡所々敵同時没落候、時宜寔祝着察存

候、就中其後歎案如何く候哉、無心元候、いかにも養

性不可有油断候、如意属下向候つるほとに、半七心安候

様存候、猶々本復之左右待入候、委細雜賀与次可申候、

謹言、

大内氏家臣安富氏の関係史料について (一)(和田)

六八

(文明二年)

正月廿六日

政弘(花押影)

安富備後入道殿

安富備後入道殿

○この文書は、應仁二年く文明元年のものと思われる。

一七 大内政弘書状写 ※安

今度河内国若江敵現形之処、此方不能被相尋、為合力不移時、各被押渡候之条肝要候、殊彼等則被追弘候、忠節之次第、無比類候、右衛門佐殿祝着、又 無申計候、已後猶以自然之時者、計略弥憑入候、謹言、

五月六日

政弘(花押影)

安富備後入道

○この文書は、應仁二年く文明元年のものと思われる。

一八 大内政弘書状写 ※安

雖不始之儀候、去十六日上郡陣取已来、至伊丹城責忠節辛勞之至、悦入候、弥彼城并下郡辺計略之子細等可然之様、各可被相談候也、謹言、

六月廿五日

政弘(花押影)

一九 安富宗貞給所注文写 ※安

安富備後入道宗貞給所注文

合

澄清寺殿御代給之、并御判有之

防州熊毛郡三井村内在之

一所 参拾石足

長州阿武郡小河郷内在之

澄清寺殿御代給之、仍御奉書有之

筑前早良郡兔村曾賀部内

一所 参拾石足

防州熊毛郡高水庄内在之

築山殿御判有之

新屋河内地頭職参拾石足

一所 防州熊毛郡

為八幡正税沙汰之、参拾石足者為御扶持給之

築山殿御判有之

筑前早良郡原村内在之

築山殿御代被仰付也

本家西室殿

一所 防州中領村

防州小侯村内在之

澄清寺殿御判有之

防州小侯村内在之

一所 拾石足

已上

築山殿御代

筑前国遠賀庄御代官職事、為御扶持被仰付也、

右注文如件、

宗貞

任此状之旨、知行領掌不可相違者也、仍状如件、

文明式年二月十三日

政弘(花押影)

一所 三拾石足

筑前国早良郡曾賀部村

但右地事、文明元年二月〇三日惣名帳御校合時、式十八町六段余跡

追而支証可出帶仕也、

二〇 大内政弘書状写

備後入道事、連々儀者不及申候、今度自上洛之最前忠節異于他候之間、彦三郎事、必一段可加扶持候、則雖可申付候、国之儀、陶相談子細候之間、先此之由兼日為存知染筆候也、謹言、

三月十七日

政弘(花押影)

安富左衛門大夫殿

二一 大内政弘書状写

其堺方々之儀、馳走雖令存知候、爰元余無仁候、早々上洛候者、可為祝着候、委細須子備前守・多賀谷筑前守可申候、謹言、

二月廿三日

政弘(花押影)

安富彦三郎殿

大内氏家臣安富氏の関係史料について (一)(和田)

六九

二二 大内政弘書状写

四月比乗船之由、其間候之処、京着遅々無心元候間、態染筆候、但路次之儀、能々可有計略候、不可被怠候、猶々待入候也、謹言、

(文明六年)
閏五月廿七日
安富彦三郎殿

政弘 (花押影)

原村致合戦、敵数多討捕、殊細川駿河守已下不知行方追落候、○時節軍勢兵船着岸可為肝要候、若遅々候者、雖不相催彼等候、早速可被上洛候、可待入候也、謹言、

(応仁元年)
十一月一日
安富彦三郎殿

政弘 (花押影)

二三 大内政弘書状写

度々上洛事申之処、可被上之由承候、可然候、早々待入候、必期京着候之間、不能委細候也、謹言、

(文明六年)
十月二日
安富彦三郎殿

政弘 (花押影)

二五 大内政弘書状写

就陶五郎忠節、国之儀、如所存成行候、本望二候、毎時弘護申談奔走悦入候、謹言、

三月十四日
安富彦三郎殿

政弘 (花押影)

二四 大内政弘書状写 ※安

雖度々遣状候、猶重而染筆候、摂州之儀、既為始池田・原田・芥河等、大略為御方現形候、仍去月廿三日以来中郡・下郡剩至丹波堺日々勢遣候、廿六日者多田庄之貝於

去年已來鏡令在城之由、行房注進到来候、悦入候、弥無油断馳走憑入候、委細猶左衛門大夫可申候也、謹言、

(安芸国賀茂郡)
(安芸行房)
(文明四年)
七月十九日
政弘 (花押影)

安富彦三郎殿

二九 大内義興感状写 ※安

二七 大内政弘書状写
(安芸国賀茂郡)
至東西条進発悦入候、被相談行房、弥馳走可為肝要候也、謹言、

(文明三年)
九月十七日
安富彦三郎殿

政弘 (花押影)

在京奉公剩諸家有調議、去月十六日至丹波国下向之令隋駕之、同廿四日帰洛於船岡山御敵退治之時、被官嶋田源三^{矢疵}ヶ所、津村弥六并僕従二郎三郎・新六・弥八郎太刀討之次第、感悦非一二候、弥抽忠節者可為肝要之状如件、

(大内義興)
永正八年九月廿三日
安富彦三郎殿

政弘 (花押影)

二八 安富堯祐書状写

(安富)
弘範御判此方に候、早々人を給候ハ、可進候、我々も年寄事候間、御油断候ましく候、此方へ給候ハんする仁なにかし二渡し候へと状を可給候、恐々謹言、

正月廿六日
安富彦三郎殿

堯祐 (花押影)

三〇 安富弘誠讓状写

(扇防園)
熊毛郡新屋河内地頭職事、八幡善法寺律院領也、正税参拾石令進納、余得三拾石者为御扶持地悉幸夜叉丸二讓与畢、然以彼余得可遂奉公、於其外子細孫聊不可成違乱妨者也、仍令相統状如件、

永正九年八月廿六日
幸夜叉丸殿

弘誠 (花押影)

○この文書は、文明年間のものと思われる。

(周防国熊毛郡) 新屋河内の事、わけふんとして幸夜又(ち)にゆつり候、これを後家ふんとも御心へ候て、先御(幸)公(子細)をもち(青)くみほう(奉)こうをとけさせらるへく候、此(子細)しさい(上意)上為をもちかねくうけ候而をきたく候へとも、我々(一跡)一せきの事、いつれの子に申つけ候するとも、いまた申あけす候あひた、これをとりわきてうか(同)ひ申におよひ候ハす候、もし又幸夜又(不義理)ふきりをうにてほうこう申かたきやうに候ハ、おと(弟)にても候へ、まいらせ候てほうこう申させ候へく候、此(在所)さいしよ(正税所)ハ正さい所にて、(国並)ミの御しゆんきよにまかせしん納いさ(無沙汰)かもふさたあるへからす候、しせんわれく子(自然)どものうちに、いさ(遣乱)い(妨)さいらんさまたけをなすもの候ハ、此(相違)状にて、(上裁)い(知行)をへ候てさういなくちきやうあるへし、あなかしく、(永正九年)八月廿六日 ひろ誠(花押影)

幸夜又は、人まいる

ひろ誠

三二 安富弘誠請文案写

写 (周防国吉敷郡) 榎野庄中領村正税事、自当秋於国元对信賢坊代遂皆済執請取状、可備 上覽候、猶以無沙汰候者、為 上意可被仰付之由、被仰出候、存其旨候、内々如令申候、彼在所之事、近年堤破損無一向正体候、於其上涯分致馳走、執請取状可注進任之由、可申付候、不可存無沙汰之通、御披露可畏入候、(永正七年)七月十三日 弘誠

龍崎中務丞殿

神代与三兵衛尉殿

三三 榎野庄中領村代官安富弘誠年貢並公事物代錢

請文案写

榎野庄中領村御年貢并公事物代錢事

合正錢柒拾五貫文

一 今度依託事申減少、定毎年正錢柒拾五文、為定可寺納申候、仍不依旱水風損等之大小、公事課役夫食以下色々立用、船賃海路之煩、於兵庫津可運上事、

權門不可有口入違乱者也、仍為後日証文如件、明応元年(壬子)八月十日 彈正忠弘(判有之)

一 至皆損亡年者、兼日致注進申下檢使所懸御目於○使上下之御失墜者、為代官可致其沙汰事、請口減少事、(拾)自当年之之収納可為十ヶ年々分、其以後如先規可令寺納事、

三四 大内義興袖判下文写 ※安(大内義興) (花押影) 安富彈正忠弘誠

一 云庄家、云寺家、於恒例臨時之所役者、○先規可致其沙汰事、

下 可令早領知豊前国下毛郡得犬名五拾壹町余地(所々加散在分) 杉平左衛門尉跡(武明) 門尉跡 右以人所充行也者、早守先例可全領知之状如件、明応八年七月十五日

一 於公文名定使田神田依田等者、不可相綺事、

一 於諸給分年貢者、不可相綺事、

一 於百姓名主關所地者、為請口之外可令寺納事、

一 云寺家、云地下、不可有不忠儀事、

三五 大内氏奉行人連署奉書写 豊前国下毛郡得犬名五拾壹町余地(所々加散在分) 杉平左衛門尉武明跡 任今日(明応八)御下文之旨、可被打渡彼地於安富彈正忠弘誠代之由所被仰出也、仍執達如件、明応八年七月十五日 木工助(杉弘忠) (花押影)

大内氏家臣安富氏の関係史料について (一) (和田)

七四

杉七郎殿

兵庫助 (花押影)

三六 陶興房書状写 ※安
御親父備州曾祖父越前守以一段申承候辻、弘房又同前申
通候き、仍尾張守対申貴所不可存余儀之由申候書状具令
披見候、於于今御懇通公乗坊委細被申候、前々筋目と申、
至已後不可有如在御等閑之儀候、同心所仰候、恐々謹
言、

御札今朝内々致披露候、遠賀庄御暨供候之時儀、始而委
細被知召候、巨細言上候、備州・遠州・江州・御評定
衆御出仕次第等、存知分無斟酌言上候、御心得御気色目
出候、委細に面上可申候、御養性之儀如何御座候哉、必
期口候、恐々謹言、

八月十五日

興房 (花押影)

安富彈正忠殿

進之候

七月二日

貞総 (花押影)

安富彈正忠殿

御報

○この文書は、延徳年間〜永正年間のものと思われる。

三八 大内持世書状写 ※安

両日合戦得勝利候、目出候、彈正忠粉骨候、切疵二ヶ所
候、諸人褒美候之間、我々までも喜入候、大夫三郎身上
無為候、是又可然事候、旁御祝着察存候、恐々謹言、

卯月十一日

持世 (花押影)

安富近江入道殿

神代紀伊守

○この文書は、明応年間のものと思われる。

三七 神代貞総書状写 ※安

安富彈正忠殿

御報

貞総

神代紀伊守

三九 齋藤忠仲書状案写 ※安

齋藤次郎左衛門尉状案文下有之

榎野中領正税事、于今無沙汰候、為 御屋形様御成
敗、未進等早々運送候之様、被仰付候者、可為本所祝着
候、若又大夫房無沙汰候哉、内々可示給候、恐々謹言、

十月廿七日

忠件 在判

安富近江入道殿

裏此判有之

(花押影)

○この文書は、永享年間〜長祿年間のものと思われる。

四〇 安富元寿讓状写 ※仁

讓与 安富大藏丞忠国所々地事

周防国

久兼 末武 新屋河内領家 同所地頭分 正税八幡
沙汰之

長門国

豊田

豊前国

香春

筑前国

下長 光吉 北島

已上

為後証讓状如件、

長祿貳年八月十三日

元寿 (花押影)

裏書二

任此状之旨、領掌不可有相違之状如件、

同年十一月六日

(花押影)

四一 安富宮王丸被官太刀討人数注文写

一見候、(花押影)

撰津国西成郡

於撰州福島合戦之時、安富宮王丸被官太刀討人数注文
西村助八 北野太宮司 渡辺彦左衛門尉

藤次 鍵疵

彦七下人

又五郎下人

已上

文明二年五月廿五日

四四 大内政弘袖判繼目安堵状写 ※仁
(大内政弘)
(花押影)

四二 大内政弘感状写

去月廿五日撰州中島内福島責之時、自南河西切入、被官太刀討被疵之由、注文一見候、感悦之至也、弥可被抽忠節之状如件、

周防国佐波郡日佐賀祢三拾石地・筑前国三笠郡麦野六拾石地等事、任父近江守忠国譲与之旨、安富弥三郎相続不可有相違之状如件、

文明十八年卯月五日

文明二年六月 日

政弘 (花押影)

四五 大内政弘袖判下文写 ※仁
(大内政弘)
(花押影)

安富宮王丸殿

下 安富大藏丞弘行

四三 大内政弘感状写

去月十九日始彈正少弼而、撰州下島軍勢等、大略構不儀令退散之間、至京都既及太乱之処、此刻当島殘留於所々致合戦、殊同廿五日福島敵悉对治之時、忠節之次第、感悦無比類者也、弥可被抽忠儀之状如件、

可令早領知安芸国西条原村内五拾石地能美和泉守貞久事跡六拾石内右以人所充行也者、早守先例可全領知之状如件、

文明十年六月廿六日

文明二年六月 日

政弘 (花押影)

四六 大内政弘袖判下文写 ※仁
(大内政弘)
(花押影)

安富宮王丸殿

下 安富新三郎弘季

可令早領知長門国豊西郡富任五拾石地幡生安芸守事跡

并被官金田次郎兵衛尉被鏈疵之次第、感悦重疊訖、弥

右件地事、於京都对父大藏丞弘行任令裁許之旨、所充行也者、早守先例可全領知之状如件、

可抽忠節之状如件、

永正八年九月廿三日

(大内義興)
(花押影)

文明十九年卯月廿三日

安富新三郎殿

四七 大内政弘袖判下文写 ※仁
(大内政弘)
(花押影)

下 安富道祖法師丸
可令早領知筑前国三笠郡麦野内光吉・北島安富弥三郎事跡右以人所充行也者、早守先例可全領知之状如件、

四九 大内義興官途吹举状写 ※仁
大藏丞所望事、可举申公家之状如件、

永正十五年四月一日

(大内義興)
(花押影)

安富新三郎殿

文明十九年五月十三日

五〇 大内義興加冠状写 ※仁

加冠 興宗
永正十五年四月廿四日

(大内義興)
(花押影)

安富源三殿

四八 大内義興感状写 ※安

在京奉公殊依河撰两国忿劇之、為細河勢合力差遣山崎之(高国)處、就不慮之儀、悉開陣之刻、京都又諸家有調議(山城國乙訓之)〇子細之、去月十六日至丹波下向之条、凌路次難儀之来着、同廿四日令帰洛之、於船岡山御敵退治之時、太刀討被疵鏈疵

五一 大内義興袖判下文写 ※仁
(大内義興)
(花押影)

下

安富源三興宗

可令早領知周防国熊毛郡新屋河内三拾石地嶋田助三郎事跡

右今度依在京奉公之勞、所充行也者、早守先例可全領知之状如件、

永正十六年十月十二日

安富源三殿(興宗)

〔毛卜折封ウ八書上包〕

安富源三郎〔殿〕

隼人佐興国

五三 大内義興袖判宛行状写 ※仁

〔大内義興〕
(花押影)

五二 大内氏奉行人連署奉書写 ※仁
(安富)親父大蔵丞弘季給恩地周防国都濃郡河内郷公文名拾五石地・同国熊毛郡新屋河内三拾石地・同国佐波郡日坂根三拾石地・長門国豊西郡富任五拾石地・筑前国那珂郡下日佐三拾町地等事、有子細、去年大永以来雖被押置、興宗別而奉公勲厚之条、為新給被返下訖、然上者、不及弘季沽却質券之沙汰、被全知行、弥馳走可為肝要之由所被仰出也、仍執達如件、

(安富)親父大蔵丞弘季給恩地周防国佐波郡日坂根三拾石地・同国都濃郡河内郷公文名拾五石地・同国熊毛郡新屋河内三拾石地・長門国豊西郡富任五拾石地・筑前国那珂郡下日佐三拾町地等事、有子細、去年大永以来雖被押置、興宗奉公〔殿〕厚之条、為新給所充行也者、早守先例可全領知之状如件、

大永四年卯月廿八日

安富源三郎殿(興宗)

大永四年卯月廿六日

(沼間興国)隼人佐(花押影)

(岡部興景)左衛門尉(花押影)

(吉見弘頼)備中守(花押影)

五四 安富興宗讓状写 ※仁

(安富興宗)おき宗事、くわんらく存命不定候まゝ、一筆申おき候、

(粹)かせ一跡の事、去天文九年正月の〇〇つり状の旨さういあるへからす候、同 御代々御判・御ほうしよ御夜叉へ渡

申候とをり、たゞいまも申あげ、御心へをなされ候、ま(奉書)んそく候、しかれば(縁辺)ゑんへんの事、同名新三郎二申たん(安富隆命)し候、その心へを得られへく候、まこ出来候ハ、いへ(家)さう(相統)そくもちろんに候、せいしんの間しん三郎名代たるへく候、但新三郎それへたいし、すこしもなきに候ハ、

めう代の事、その心にまかせられ、此一つうをもつて申され候へく候、かたぎためにこの事とも条々書をもつて申あげ候、 御分別なされ候とをり申次たか著う(青景隆著)

らをふうし給候間、そへ候てまいらせ候、かくのごとく申候とも、もしくわんらくとりなをし候ハ、おき宗罷出奉公いたすへく候、しかれとも孫ゆつりの事ハ、いさ(相連)かさういあるましく候、仍ゆすり状如件、

天文十年八月廿二日

おき宗(花押影)

(安富)御夜叉へまいる

申給へ

天文十年八月廿二日

興宗(花押影)

(隆著)青景右京進殿

〔毛卜裏書〕
右之裏

此前令披露、被成御心得候畢、

(毛卜裏書)裏書二
此状のむねにまかせりやうしやうせしむへきよし、
おおせによつて下知如件、

天文十年八月廿二日(青景隆著)うきやうのしん(花押影)

(龍崎隆輔)うゑもんのせう(花押影)

五五 安富興宗言上条々写 ※仁

言上条々

- 一 (安富)隆命奉公不可有油断通申与候事、
 - 一 息女にて候御夜叉にたいし、隆命ふきをいたすにお(不義)ゐてハ、名代事違変おやしや心にまかせへき事、
 - 一 (安富)興宗万一於得快気者、遂出仕可致奉公事、
- 以上

同日

隆著 (花押影) (青景)
隆輔 (花押影) (龍崎)

五六 大内氏奉行人連署状写

就名代改易之儀、興宗・隆命被申結之次第、落着之趣、
对隆命見奉書候、案文封裏進之候、可被得其心候、恐々
謹言、

卯月廿五日

隆著 (花押影) (青景)
隆慰 (花押影) (仁保)

安富大蔵丞殿 (興宗)
(毛ト封紙ワハ書カ)

仁保右衛門大夫

青景 越後守

安富大蔵丞殿

隆著

〇この文書は、天文十七年〜天文二十一年のものと思われる。

安富民部丞殿 (隆忠)

卯月廿五日

隆著 (青景)
隆慰 (仁保)

〇この文書は、天文十七年〜天文二十一年のものと思われる。

五八 安富興宗給地不知行分注文写 ※仁

給地所々不知行分注文

一 六拾石足 周防国熊毛郡新屋河内地頭分

一 五百石足 長門国豊田郡

一 百石足 豊前国香春

五七 大内氏奉行人連署奉書案写 ※仁

就同名大蔵丞興宗出頭、彼公役名代違変之条、迷惑之通、

一 六拾石足 筑前国三笠郡麦野、従去年天文廿年□

知行、当時筑紫押領、

右四ヶ所者、長禄貳年八月十三日築山 (大内教弘)

殿様 御判之前

一 五拾石足 安芸国西条原村

右文明十年六月廿六日 法泉殿様 (大内教弘)

御判之前

天文廿一年十月廿八日 興宗 (花押影) (安富近江守)

(毛ト裏書) 裏二

一見畢、(花押影) 一

五九 安富興宗讓状写 ※仁

(安富) (所帯) (大内教弘) (大内教弘) (大内義興)
おき宗しよたいの事、つき山殿・法せん寺殿・凌うん寺
(証判) 殿御正はんのむねにまかせ、たう年天文廿三年卯月廿日
たう 御代御はん申うけ候むね、そく女とらつるにゆつ
(縁辺) りあたへ候、ゑんへんの事ハ、は、心にまかせ申うか、
(名代) (奉公) (公役) (馳走) (肝) い、とらつるめう代としてほうこうやくちぞうかん

要) ように候、仍ゆつり状如件、

天文廿三年卯月廿八日 おき宗 (花押影) (安富)

とらつるへまいる (毛ト裏書) 裏二

(毛ト裏書) 裏二

此状のむね心へ畢、(花押影) (大内義長)

六〇 仁保隆慰書状写 ※仁

先日者御状畏入存候、至渡川御出張之由候之条、御返事
遅々候、仍安富近江守殿承候愚身子一人事、雖斟酌深重
候、貴下・問兵以御兩人重疊承候間、可任御意候、雖然
来六月可為御繁昌候、御実子於御出来者、進置間敷候、
興宗御状之趣者、とら羈殿二御一跡御譲与之上者、御実
子候共不可有御相違之由候、如何御分別候哉、たまくと
生出されたる御事候間無曲御存分候、□此之申事無御等
閑候故申事候、此条能々御分別候而可被仰渡候、於無御
男子者、何時茂可任御意候、委細問兵可被仰候、恐々謹
言、

大内氏家臣安富氏の関係史料について (一) (和田)

八二

(天文二十三年カ) 卯月廿一日

隆慰 (花押影)

(毛札紙ウハ書カ)

仁右

小縫まいる

隆慰

申給へ

まいる人々
申給へ

(天文二十三年カ) 十二月十八日

たか慰 (花押影)

(毛札紙ウハ書カ)

にほゑもん大夫

申給へ

たか慰

六一 仁保隆慰書状写 ※仁

返々御やうしやう御ころもとなくそんし候く、めて
たき御さううけ給候へく候、文して申事しんざくおく
御入候へとも、小野殿よりおほせられ候ま、かの御申
にまかせ候へく候、

六二 毛利氏奉行人連署奉書写 ※仁

周防国佐波郡日坂根村三拾石足・長門国豊西郡富任別府
式拾石足地等之事、任当知行之旨、今日弘治三御継目被
成御判畢者、弥被全進止可被抽馳走之由、依仰執達如件、

弘治三年八月廿日

右衛門尉 (花押影)

(安富興宗) (養生) (笑止) 近江守殿御ようしやうさてくしやうしにて御入候、い

よく御ゆたんなく御心をそへまいらせられ候はん事

かんにやうにて候、まつく御もしさまへ御ゆつりの事、

いせんたひく御申候て、御上さま御心へを口され候事

にて候ま、いさゝかさおひ御入候ましく候、御心やす

くおほしめされ候へく候、めてたく又々かしく、

(河屋隆通)

因幡守 (花押影)

(大庭賢兼) 因書允 (花押影)

(岩正興致) 伊豆守 (花押影)

(波多野興隆) 大和守 (花押影)

(仁保隆慰) 右衛門大夫 (花押影)

(吉田興種) 若狭守 (花押影)

(小原隆言) 安芸守 (花押影)

(元愈) 安富右衛門尉殿

六五 毛利輝元書状写

其方被申分之儀、具承知候、雖然当時似合之儀無之候条、
重而以便宜之地可存分候、聊不可有忘却候、猶而三人可
申候、謹言、

天正九年

七月廿五日

輝元 (花押影)

(元愈) 安富右衛門尉殿

六三 毛利輝元官途書出 ※仁

任 右衛門尉

天正九年七月五日 右馬頭 (花押影)

(毛利輝元) 安富源三殿

六六 毛利秀元宛行状写 ※仁

豊田郡本郷合六拾石地事、為扶助宛行畢者、則令執務可
抽奉公所之状如件、

慶長七年十二月十三日 秀元様之
御印形

(元愈) 安富右衛門尉殿

六四 毛利輝元安堵状写 ※仁

当知行分之事、任去弘治三年八月廿日隆元証判旨、令裁

許畢、永領知不可有相違者也、仍一行如件、

天正九年七月廿五日 右馬頭 (花押影)

六七 大内持世書状写

〇三八号文書と同文のため、本文を省略する。

大内氏家臣安富氏の関係史料について (一) (和田)

八三

六八 大内政弘書状写

○二〇号文書と同文のため、本文を省略する。

七四 大内政弘書状写

○二三号文書と同文のため、本文を省略する。

六九 大内政弘書状写

○二六号文書と同文のため、本文を省略する。

七五 安富宮王丸被官太刀討人数注文写

○四一号文書と同文のため、本文を省略する。

七〇 大内政弘感状写

○四三号文書と同文のため、本文を省略する。

七六 大内政弘書状写

○二七号文書と同文のため、本文を省略する。

七一 大内政弘書状写

○二五号文書と同文のため、本文を省略する。

七七 大内政弘書状写

○一六号文書と同文のため、本文を省略する。

七二 大内政弘書状写

○二三号文書と同文のため、本文を省略する。

七八 大内政弘書状写

○一三号文書と同文のため、本文を省略する。

七三 大内政弘書状写

○四二号文書と同文のため、本文を省略する。

七九 安富宗貞給所注文写

○一九号文書と同文のため、本文を省略する。